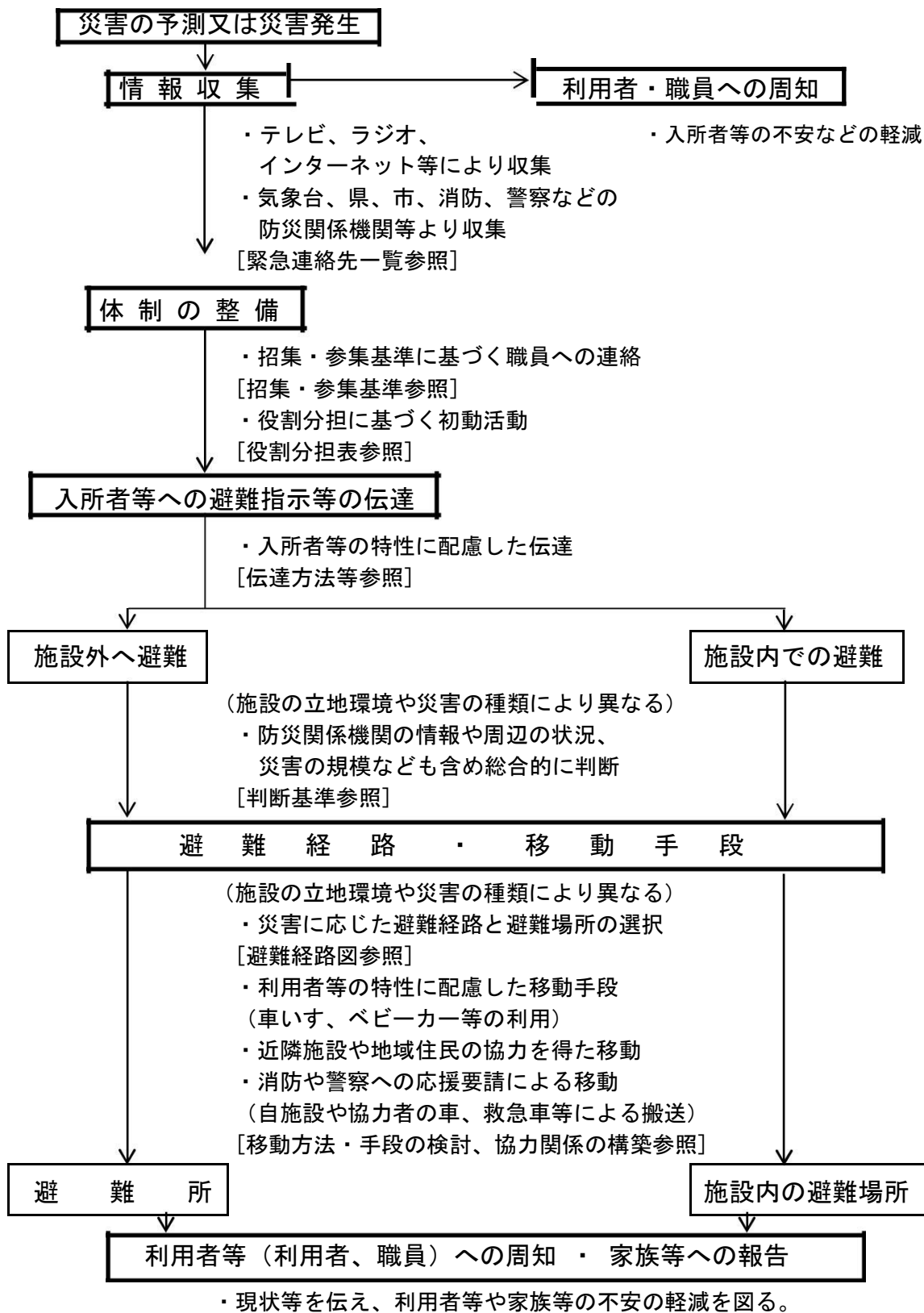


非常災害対策計画

特定非営利活動法人サポートロコペリ
通所支援事業所フレンドロコペリ

平成29年9月1日

I 非常災害対策計画の行動手順



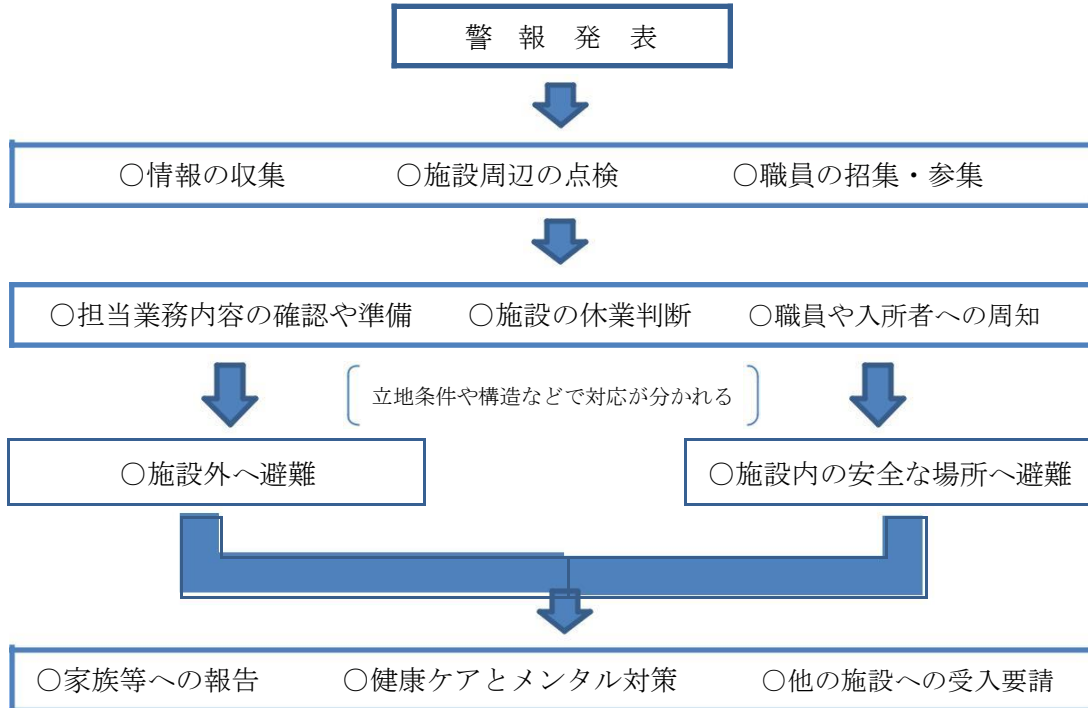
II 非常災害時の対応（行動手順）

入所者の安全を確保するため、あらかじめ定めた災害時の行動手順に基づき、適切な対応や行動をとる。なお、施設の規模、形態、利用者の状態等により、対応や行動内容が異なるので、当日の施設の状況に応じた行動をとり適切な対応を行う。

1 風水害

気象情報などで危険の接近を知ることができ、事前の準備ができる災害。

【災害時の行動手段】



【情報の収集】

- テレビやラジオ、インターネットなどによる大雨や台風に関する気象情報に注意する。
- 警報は急に発表されることも多いため、常時、気象情報に気をつける。

【施設周辺の点検】

- 施設周辺を定期的に見回り、水かさの増加や土砂災害の前兆現象がないか注意する。

（土砂災害の前兆現象）

- | | | |
|------|-------------------------------|--------------|
| 崖崩れ | ・ がけからの水が濁る | ・ 崖の斜面に亀裂が入る |
| | ・ 小石がばらばら落ちてくる | ・ 崖から異常な音がある |
| 土石流 | ・ 山鳴りや立木の裂ける音、石のぶつかりあう音が聞こえる | |
| | ・ 雨が降り続けているのに川の水位が下がる（鉄砲水の前兆） | |
| | ・ 川の水が急に濁ったり、流木が混ざりはじめる | |
| | ・ 異常な匂いがする（土の腐った匂い、きな臭い匂い等） | |
| 地すべり | ・ 地面にひび割れができる | ・ 斜面から水が吹き出す |
| | ・ 沢や井戸の水が濁る | ・ 電柱や塀が傾く |

- 風雨の激しい段階では、見回りを一時控えるなど、職員の安全にも配慮する。

【職員の招集・参集】

- 総括責任者（代行者）が不在の場合は、招集基準に基づき、当日のリーダーが職員を招集。
- 連絡がとれなかった職員があった場合には、業務リーダーに報告。その職員には、連絡担当者が引き続き、連絡をとる。

【担当業務内容の確認や準備】

- 災害警戒時には、担当別の業務内容を確認し、速やかに避難等の対応ができるよう、点検や準備などを行う。
 - ・ 情報収集、連絡担当班（気象情報の継続確認、市や県、防災関係機関からの情報収集など）
 - ・ 救護班（救護運搬用具の点検・配備、医薬品等の点検、準備等）
 - ・ 避難誘導班（鉢植え、物干し等飛ばされそうな物の室内移動、土嚢の準備、火の元の点検、発電機の手配、避難場所、経路・場所の確認等）
 - ・ 物資班（備蓄品の高い場所への移動、非常時用持ち出しセットの確認等）

【職員や入所者への周知】

- 職員間で十分な意思疎通や情報の共有化が図られるよう、ホワイトボードや掲示板に気象情報などを記入する。
- 災害についての正確な情報を伝えて利用者等の動揺・不安を解消するとともに、避難の準備など適切な行動が取れるように心掛ける。

【施設の休業判断】

- 収集した気象情報や被災の状況に基づき、適切に臨時休業の判断を行う。
- 台風時などの災害予測休業予告は2日前に御家族へ連絡する。
- 大雨等での送迎車運行が危険と判断した場合は、帰宅予定時間の3時間前までに御家族へ連絡をとり施設待機又は御家族の判断にてお迎えをお願いする。

当日の対応

- 利用者が家を出る前に休業の連絡をするようにする。
- 開始後に休業決定をした場合の利用者の帰宅方法や家族等に対する引受けの要請については、気象状況等を十分考慮し、判断する。
- 家族等への引渡しは、家族等が勝手に連れ帰ることがないように、職員立会いのもとで利用者や引受人の氏名、引渡時刻を記録するようにする

【避 難】

- 市や県の防災担当課、消防その他の防災関係機関から避難に関する情報を得たときや施設周辺で少しでも異常現象を見つけたときには避難を決定する。
- 市の防災関係課等から河川の増水状況や近隣の被害状況等を入手し、最も安全と思われる避難場所や避難経路を選ぶ。
- 浸水や土砂災害のおそれがある場合に施設内で避難するときは、できるだけ2階に避難させる。この場合、食料等の備蓄品も一緒に2階に搬送する。
- 市からの避難準備情報が出る前に自主避難するときは、避難所の使用が可能かどうかを市の防災担当課等に確認する。
- 避難指示にあたっては、早口をさげ落ち着いた口調で、同一内容を2回程度繰り返し行い、パニック防止に努める。
- 施設職員が不足している場合、地域の協力者の協力も得て避難する。
- 負傷者の応急手当を実施し、状態によっては早めに消防へ連絡する。
- ブレーカーの切断など、2次災害発生の防止措置をとる。

【家族等への報告】

- 災害用伝言ダイヤルサービスなど、事前に定めた災害時の連絡方法により、家族等に利用者と施設の状況を伝える。

【健康ケアとメンタル対策】

- 利用者の健康状態や精神状態を確認し、体調管理や不安感の軽減に努める。
- 心身の変調が著しい利用者に対しては、嘱託医、かかりつけ医に相談し、医療機関への受け入れ要請が必要か、早期の検討を行う。さらに、医療機関の受け入れが困難な時は、市や県などの関係機関との調整を行う。

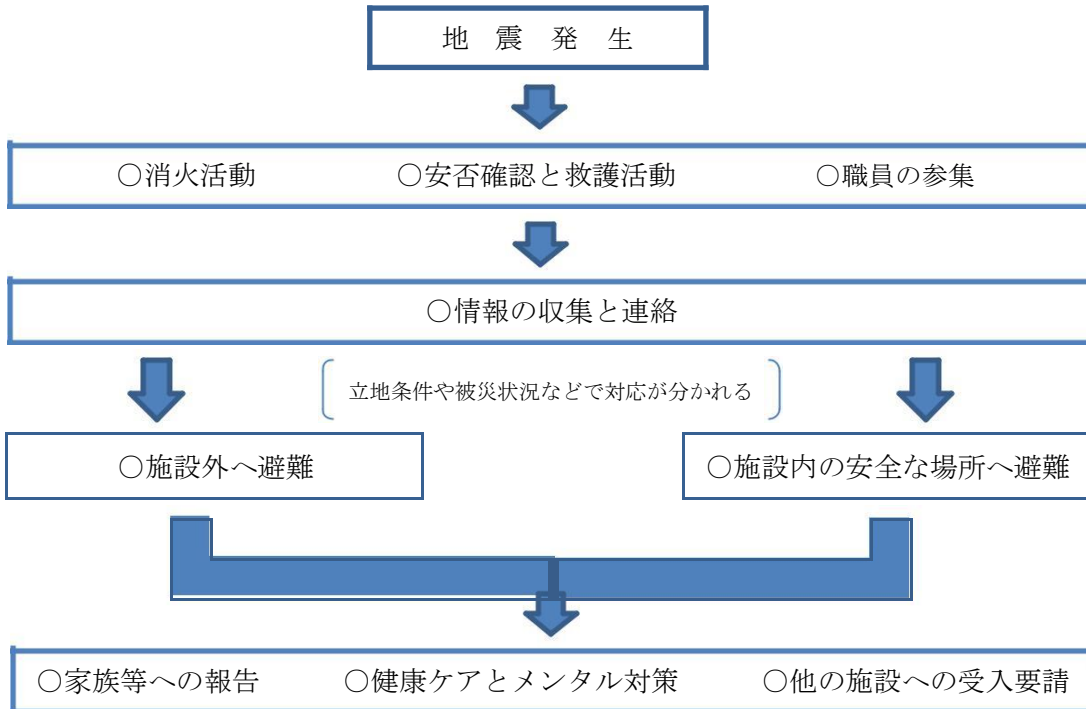
【他の施設等への受入れ要請】

- 施設の被災や避難勧告の継続等により、休業せざるを得ない場合は、協力施設や市とも協議し、利用者を他の施設等で受け入れてもらうよう要請する。
- 他の施設等に引き受けてもらう際には、「利用者一覧表」や「利用者等引き継ぎカード」などにより、利用者の配慮事項等をきちんと伝えましょう。

2 地震

風水害と異なり、予測が困難な中で備えが必要となる災害。

【災害時の行動手段】



【消火活動】

- 火元付近にいる職員は、揺れが収まったらすぐに「火の始末」をするとともに、ガスの元栓を閉め、火災を防止する。
- 出火を発見したら、揺れが収まり次第、直ちに消火活動を開始しましょう。消火できない場合は、消防に連絡するとともに、利用者の避難が必要かどうか、判断する。

【職員の参集】

- 職員は自身と家族の安全が確保された後、参集基準により、自発的に参集する。

【安否確認と救護活動】

- 直ちに利用者、職員の安否（点呼）を確認する。
- 負傷者の応急手当を実施し、状態によっては早めに消防へ連絡する。

【情報の収集と連絡】

- 施設の破損状況や施設周辺の危険性について確認する。
- テレビ、ラジオ、インターネットなどで地震の震源地や規模、余震、津波情報、周辺の被害状況や交通状況など、必要な情報を収集する。
- 職員間で十分な意思疎通や情報の共有化が図られるよう、ホワイトボードや掲示板に被害情報などを記入する。
- 災害の正確な情報を伝えて、利用者の動揺や不安を解消するとともに、避難の準備など適切な行動が取れるようにする。

- 施設が被災した場合には、消防や市の防災担当課等に応援を要請するとともに、必要な指示を受けましょう。また、施設の被災状況は、市の子育て支援推進課又はこども福祉課にも速やかに連絡する。

【施設の休業判断】

- 収集した情報や被災の状況に基づき、適切に臨時休業の判断をする。
- 利用者が家を出る前に休業の連絡をするようにする。
- 開始後に休業決定をした場合の利用者の帰宅方法や家族等に対する引受けの要請については、状況等を十分考慮し、判断する。
- 家族等への引渡しは、家族等が勝手に連れ帰ることがないように、職員立会いのもとで利用者や引受人の氏名、引渡時刻を記録するようにする。

【避難】

- 避難先や避難経路の安全を確認する。
- 避難は、施設の立地状況や被害状況により異なります。市の防災担当課、消防その他の防災関係機関からの情報や周辺の状況なども含め、総合的に判断する。
- 避難誘導については、放送設備の使用以外にも、視覚障害者や聴覚障害者等も考慮した方法も検討する。
- 避難指示にあたっては、早口をさげ落ち着いた口調で、同一内容を2回程度繰り返し行い、パニック防止に努める。
- 施設職員が不足している場合、地域の協力者の協力も得て避難するようにする。
- 負傷者の応急手当を実施し、状態によっては消防へ連絡する。
- ブレーカーの切断など、2次災害発生の防止措置を行う。
- 余震についても十分注意する。

【家族等への報告】

- 災害用伝言ダイヤルサービスなど、事前に定めた災害時の連絡方法により、家族等に利用者と施設の状況を伝える。

【健康ケアとメンタル対策】

- 利用者の健康状態や精神状態を確認し、体調管理や不安感の軽減に努めましょう。
- 心身の変調が著しい利用者に対しては、嘱託医、かかりつけ医に相談し、医療機関への受け入れ要請が必要か、早期の検討を行う。さらに、医療機関の受け入れが困難な時は、市や県などの関係機関との調整を行う。

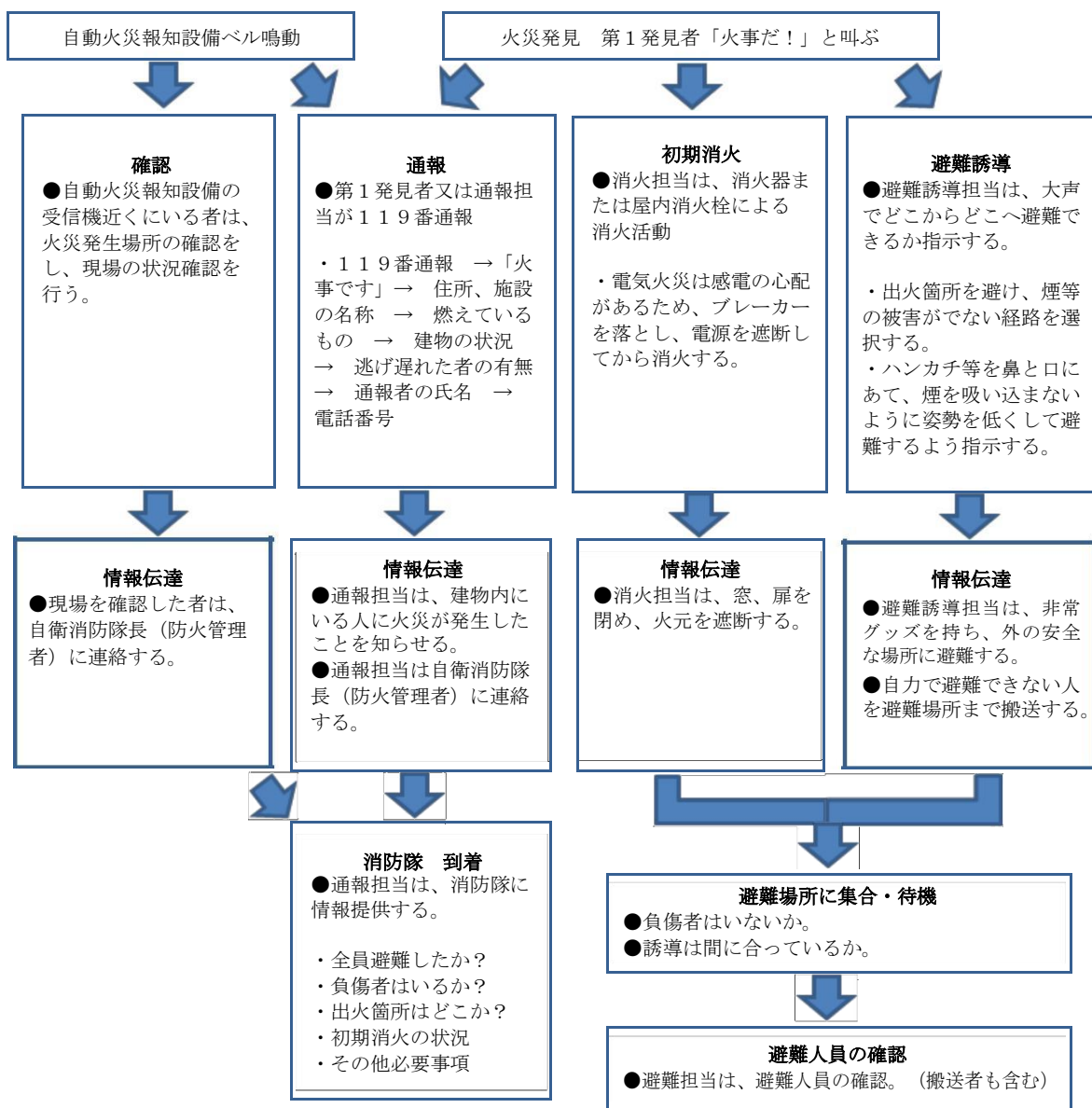
【他の施設等への受け入れ要請】

- 施設が被災し、休業せざるを得ない場合は、協力施設や市とも協議し、利用者を他の施設等で受け入れてもらうようにする。
- 他の施設等に引き受けてもらう際には、「利用者一覧表」や「利用者引き継ぎカード」などにより、利用者の配慮事項等をきちんと伝える。

3 火 災

常日頃から注意をはらい、いざという時に備えておく必要がある災害です。

【非常災害時の行動手段】



【通報連絡】

- 自動火災報知設備のベルが鳴り出した場合は、受信盤で出火場所の確認を行い、直ちに119番通報をする。
- 現場確認者等は、消火器、連絡のための携帯電話を携行し、現場状況の確認をする。
- 自動火災報知設備のベルが鳴り出す前に、火災発見者等から火災の連絡を受けた時も、直ちに119番通報する。
- 自動火災報知設備のベルが鳴り出したり、火災発生を確認したら、大声での伝達を行い火災が発生したことを知らせる。
- 総括責任者（代行者）及び関係者への火災発生連絡をする。
- 自動火災報知設備の作動により、火災発生場所が確認できたら、安全な避難経路の検討、確認を行う。
- 119番通報の際、燃えているもの、燃烧範囲、逃げ遅れた者の有無等把握できない場合でも通報し、状況が確認でき次第、随時通報するようにする。

【消火活動】

- 出火を発見したら、直ちに消火活動を開始する。また、消火班は、館内の消火器を集め、それを持って現場へ向かう。消火できない場合は、消防に連絡するとともに、利用の避難が必要かどうか、判断する。
- 消火活動を行うとともに、窓、扉等を閉鎖し、火災の拡大防止を行う。

【施設の休業判断】

- 被災の状況に基づき、適切に臨時休業の判断をする。
- 利用者が家を出る前に休業の連絡をするようにする。
- 開始後に休業決定をした場合の利用者の帰宅方法や家族等に対する引受けの要請については、状況等を十分考慮し、判断する。
- 家族等への引渡しは、家族等が勝手に連れ帰ることがないように、職員立会いのもとで入所者や引受人の氏名、引渡時刻を記録するようにする。

【避難誘導】

- 火災が発生した場合、直ちに避難誘導を行うかどうかについては、火災の規模や発生場所等により違うため、統括管理者（代行者）は、出火場所や火災の程度、消火活動状況等を総合的に、かつ短時間で判断し、責任を持って避難誘導の開始を指示する。
- 火災が発生したときは、利用者を一時的に安全な場所に移し、火災の状況により避難が必要な場合は、順次、屋外へ避難する。
- 避難時は、火元に近い者を優先し、次に火元の直上階の者を優先する。
- 上記の者以外に、避難に介助の必要な方も考慮する
- 避難指示にあたっては、早口をさげ落ち着いた口調で、同一内容を2回程度繰り返し行い、パニック防止に努める
- 施設職員が不足している場合、地域の協力者の協力も得て避難するようにする。
- 負傷者及び逃げ遅れた者についての情報を得たときは、直ちに統括責任者（代行者）に連絡する。○ 避難終了後、速やかに利用者、職員の人員点呼を行い、逃げ遅れの者の有無を確認し、統括責任者（代行者）に報告する。
- 負傷者の応急手当を実施し、状態によっては早めに消防へ連絡する。

【職員の参集】

- 招集基準に基づき、職員を招集する。総括責任者（代行者）が不在の場合は、当日のリーダーが職員を招集する。

【家族等への報告】

- 事前に定めた災害時の連絡方法により、家族等に利用者と施設の状況を伝える。

【健康ケアとメンタル対策】

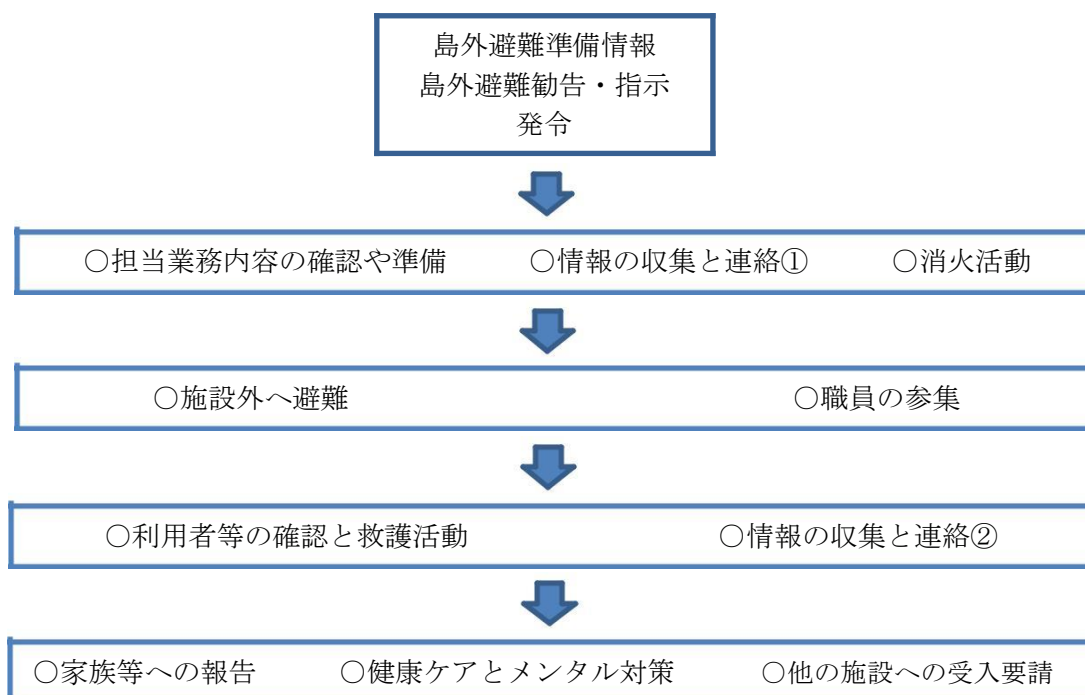
- 利用者の健康状態や精神状態を確認し、体調管理や不安感の軽減に努める。
- 心身の変調が著しい入所者に対しては、嘱託医、かかりつけ医に相談し、医療機関への受け入れ要請が必要か、早急な検討を行う。さらに、医療機関の受け入れが困難な時は、市や県などの関係機関との調整を行う。

【他の施設等への受け入れ要請】

- 施設が被災し、休業せざるを得ない場合は、協力施設や市とも協議し、入所者を他の施設等で受け入れてもらうようにする。
- 他の施設等に引き受けてもらう際には、「利用者一覧表」や「利用者引き継ぎカード」などにより、利用者の配慮事項等をきちんと伝える。

4 火山災害

常日頃から注意をはらい、いざという時に備えておく必要がある災害。



火山災害については、始良市地域防災計画も参考に、計画を作成し、行動する。

【担当業務内容の確認や準備】

- 災害警戒時には、担当別の業務内容を確認し、速やかに避難等の対応ができるよう、点検や準備などを行う。
 - ・情報収集、連絡担当班（市や県、防災関係機関からの情報収集など）
 - ・救護班（救護運搬用具の点検・配備、医薬品等の点検、準備等）
 - ・避難誘導班（火の元の点検、避難場所、経路・場所の確認等）
 - ・物資班（非常時用持ち出しセットの確認等）

【情報の収集と連絡①】

- 市の防災関係機関や消防、警察などから現在の状況や交通情報など、必要な情報を収集する。
- 正確な情報を伝えて、利用者の動揺や不安を解消するとともに、避難の準備など適切な行動がとれるようにする。

【消火活動】

- コンロなど「火の始末」をするとともに、ガスの元栓を閉め、2次災害を防止する。

【職員の参集】

- 施設近辺に在住の職員は、家族の安全が確保され、避難まで時間的余裕がある場合は、自発的に参集する。
- 参集場所は、島外の避難所になることもあるので、職員への連絡方法を決めておく。

【避難】

- 火山災害については、事前に察知できる場合もあるので、危険を察知したら、すぐ避難をする準備する。
(大噴火の前兆現象)
 - ・新しい噴気、地温の上昇、地割れ ・地震が1日に何度も発生する
 - ・地鳴りがする ・井戸水、温泉の水位や温度がいつもと違う ・草木の立ち枯れなど

- 避難先や避難経路、避難の方法を確認する。
- 避難指示にあたっては、早口をさげ落ち着いた口調で、同一内容を2回程度繰り返し行い、パニック防止に努める。
- 施設職員が不足している場合、地域の協力者の協力も得て避難するようにする。
- 可能であれば、ブレーカーの切断など、2次災害発生の防止措置を行う。

【入所者等の確認と救護活動】

- 直ちに利用者、職員が避難しているか確認（点呼）する。
- 負傷者の応急手当を実施し、状態によっては消防へ連絡する。

【情報の収集と連絡②】

- 市の防災関係機関や消防、警察などから現在の状況など必要な情報を収集する。
- 正確な情報を伝えて、利用者の動揺や不安の解消に努める。
- 職員にも、正確な情報を伝えて、職員間で十分な意思疎通や情報の共有化が図られるように心掛ける。

【家族等への報告】

- 事前に定めた災害時の連絡方法により、家族等に利用者の状況を伝える。
- 家族等への引渡しは、家族等が勝手に連れ帰ることがないように、職員立会いのもとで利用者や引受人の氏名、引渡時刻を記録するようにする。「利用者引き継ぎカード」

【健康ケアとメンタル対策】

- 利用者の健康状態や精神状態を確認し、体調管理や不安感の軽減に努める。
- 心身の変調が著しい利用者に対しては、嘱託医、かかりつけ医に相談し、医療機関への受け入れ要請が必要か、早期の検討を行う。さらに、医療機関の受け入れが困難な時は、市や県などの関係機関との調整を行う。

【他の施設等への受け入れ要請】

- 施設が使用できない場合は、協力施設や市とも協議し、利用者を他の施設等で受け入れてもらうように準備する。
- 他の施設等に引き受けてもらう際には、「利用者一覧表」や「利用者引き継ぎカード」などにより、利用者の配慮事項等をきちんと伝える。

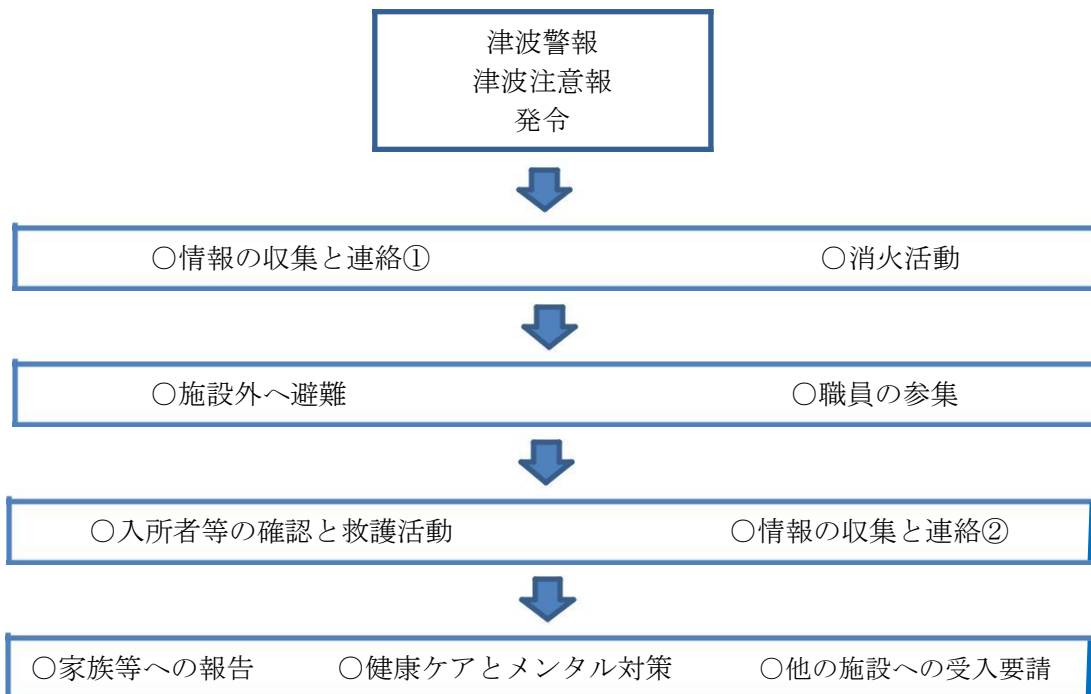
※ 火山災害が発生した場合、長期間にわたり施設の使用ができなくなることもあるので、災害時に他の施設と相互に協力しあう、相互援助協定の締結などの検討も必要となる。

5 津 波

地震発生に伴い、起こりうる災害です。地震が離れた地域で発生し、本市に地震災害が起これなくても、津波災害がおこることがあります。

いざという時に備えておく必要がある災害です。

【非常災害時の行動手段】



【情報収集と連絡①】

- 津波警報が発令されたら、到達予想時間まで時間があるとしても、早まることもあります。なるべく早く、避難指示の連絡を行う。
- 正確な情報を伝えて、利用者の動揺や不安を解消するとともに、早めに避難行動をとる。
- 津波注意報が発令されたら、テレビ、ラジオ、インターネットなどによる津波情報に注意する。
 - 津波注意報であっても、満潮時刻と重なると、湾の奥など津波が高くなりやすい場所や低地では、浸水の被害が発生する恐れがあります。気象庁や防災関係機関などからも情報を収集する。

【消火活動】

- 避難まで時間的余裕があり、可能な場合は、「火の始末」やガスの元栓を閉めるなど2次災害の防止に努める。

【避 難】

- 避難先や避難経路、避難の方法を確認する。
- 津波警報が発令されてから、津波到達まで時間が短い場合もあります。避難方法や移動手段など検討して決める。
- 避難指示にあたっては、早口をさげ落ち着いた口調で、同一内容を2回程度繰り返し行い、パニック防止に努める。
- 施設職員が不足している場合、地域の協力者の協力も得て避難するように努める。
- 可能であれば、ブレーカーの切断など、2次災害発生の防止措置をとりましょう。
- 津波警報が発令されたら、到達予想時間まで時間があるとしても、早まることもあります。なるべく早く、近くの3階建以上の大きな建物の3階以上部分か、または津波避難ビルに指定されている建物へ避難する。

【職員の参集】

- 施設近辺に在住の職員は、家族の安全が確保され、避難まで時間的余裕がある場合は、参集基準により、自発的に参集する。
- 参集場所は、避難所等になることもあるので、職員への連絡方法を決めておく。

【入所者等の確認と救護活動】

- 直ちに利用者、職員が避難しているか確認（点呼）を行う。
- 負傷者の応急手当を実施し、状態によっては消防へ連絡する。

【情報の収集と連絡②】

- 市の防災関係機関や消防、警察などから現在の状況など必要な情報を収集する。
- 職員にも、正確な情報を伝えて、職員間で十分な意思疎通や情報の共有化が図られるように努める。

【家族等への報告】

- 事前に定めた災害時の連絡方法により、家族等に利用者の状況を伝える。
- 家族等への引渡しは、家族等が勝手に連れ帰ることがないように、職員立会いのもとで利用者や引受人の氏名、引渡時刻を記録するようにする。「利用者引き継ぎカード」

【健康ケアとメンタル対策】

- 利用者の健康状態や精神状態を確認し、体調管理や不安感の軽減に努める。
- 心身の変調が著しい利用者に対しては、嘱託医、かかりつけ医に相談し、医療機関への受け入れ要請が必要か、早期の検討を行う。さらに、医療機関の受け入れが困難な時は、市や県などの関係機関との調整をする。

【他の施設等への受入れ要請】

- 施設が被災し、休業せざるを得ない場合は、協力施設や市とも協議し、利用者を他の施設等で受け入れてもらうように努める。
- 他の施設等に引き受けてもらう際には、「利用者一覧表」や「利用者引き継ぎカード」などにより、利用者の配慮事項等をきちんと伝える。

Ⅲ 非常災害対策の計画に関する役割分担表

令和元年5月現在

総括責任者	伊集院 麻子	・ 総括責任（避難の判断など防災対策についての指揮ほか全般）
情報連絡班	佐藤 和子 福 純子	・ 気象や災害の情報収集 ・ 職員への連絡 ・ 職員、職員家族の安否確認 ・ 関係機関との連絡、調整 ・ 入所者家族等への連絡 ・ 避難状況のとりまとめ ・ 地域住民や近隣の社会福祉施設への救援の要請と活動内容の調整
消火班	岡井 貴宏 中 淳也 アミラ・スジャナ	・ 火元の点検 ・ ガス漏れの有無の確認 ・ 発火の防止 ・ 発火の際の初期消火
救護班	井上 真梨子 杉村 京香	・ 負傷者の救出 ・ 負傷者を安全な場所への移動 ・ 応急手当 ・ 病院などへの移送
避難誘導班	田中 比都美 森山 弥生 森 安奈	・ 入所者の安全確認 ・ 入所者への状況説明 ・ 施設設備の損壊状況の調査、報告 ・ 入所者の避難誘導 ・ 入所者の家族等への引き渡し
応急物資班	伊集院 凧紗	・ 食料、飲料水など備蓄品の確保、管理、払出 ・ 備蓄品の補給（販売店への発注） ・ 炊き出し、飲料水の供給
地域班	伊集院 凧紗	・ 地域住民や近隣の社会福祉施設と共同した救援活動 ・ ボランティア受入れ体制の整備と対応

※ 災害の種類により、必要のない班は、総括責任者（代行者）に指示を求め、他の班の応援を行う。

「招集・参集基準」

災害種別	災害関連情報	対象職員
風水害	大雨・洪水警報が発表されたとき	常勤職員
	暴風・波浪・高潮警報が発表されたとき	
	記録的短時間大雨情報又は土砂災害警報が発表されたとき	常勤職員
	台風に伴う暴風・波浪・高潮警報が発表されたとき	
地震(津波)	震度4又は津波警報が発表されたとき	常勤職員
	震度5弱以上又は大津波警報が発表されたとき	常勤職員
火災	施設を使用でき、避難の必要がないとき	常勤職員
	施設を使用できるが、避難が必要な時	常勤職員
	施設の使用ができないとき	

※常勤職員には、業務リーダーのほか徒歩又は車で20分以内に出勤が可能な職員を指定しています。

「臨時休業の判断基準」

- ・ 台風が直近を通ることが予想される時。
- ・ 土砂災害警戒情報や記録的短時間大雨情報が発表された時。
- ・ 施設が災害等により被害を受けた時。

上記警報等が発令されると予測した場合は、臨時休業の旨を1日前に御家族へ連絡する